

社団法人黒石市シルバー人材センター地域班長設置要綱

(目的)

第1条 この規程は、社団法人黒石市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は会員相互の連帯意識と親睦を図り、緊密な連携のもとに事業を推進し、地域社会に貢献することを目的に地域班長を設置する。

(組織)

第2条 地域班は、各地区協議会の区域を区域として組織する。ただし、会員数及び範囲の広狭等の状況を考慮し編成するものとする。

(地域班長)

第3条 各地域に班長を置き、理事長が会員の中から委嘱する。

(班長の業務)

第4条 班長は、次の業務を行う。

- (1) 会員に対する連絡事項の伝達及び文書等の配布に関すること
- (2) 会員の意見、要望等の伝達調整に関すること
- (3) その他、センターの事業の推進に必要な情報の収集等に関すること

(班長の任期)

第5条 班長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 班長に欠員が生じた場合に補充された班長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の開催)

第6条 班長会議は、必要に応じて理事長が招集する。

(費用)

第7条 地域班の運営に要する費用は、予算の範囲内でセンターが負担する。

(雑則)

第8条 この要綱の定めるもののほか、地域班の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成15年7月1日から施行する。